

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認年月日 2019年12月17日

東京都作業部会確認年月日 2019年12月25日

事業名 フリート（乗用車）・バス等車両費

案件名 トヨタからの車両等の調達

確認の視点	組織委員会の見解	備考
<p>経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 関係者向けのフリート（車両）サービス及び大会運営に係る各FA業務で用いる運営車両（フォークリフト、先進モビリティ（i-Road、e-Palette、APM等）については、パラリンピック経費対象の平成29年5月31日の合意（以下、「大枠合意」という。）の考え方に合致しており、対象経費について組織委員会、都及び国で2：1：1の割合で負担するものである。 また、現時点では、関係者向けフリート（車両）サービスの内、燃料電池車両及び環境配慮車両の車両費については、東京都により負担されるものか、経費負担割合が調整事項。 	
<p>事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本件は、組織委員会が、モビリティサービス分野のTOPパートナーであるトヨタ自動車との間で締結したGSA（Goods and Services Supply Framework Agreement）に基づく個別契約である。 大枠合意のとおり、大会関係者等への輸送サービスを実施する役割は組織委員会が担うこととなっている。 IOCから提示されたNew Normでは、モビリティトップパートナーは、組織委員会等と緊密に協力して、大会に適用可能なソリューションを開発し、これを利用することで大会輸送サービスの効率性と持続可能性が保証されることある。このため、関係者向けフリート（車両）サービスや先進モビリティ等のサービス供給は、組織委員会がTOPパートナーであり、モビリティサービスに関する世界有数の技術力を持つトヨタ自動車から、一括して調達した方が効率的かつ確実な事業執行が可能と考える。 	

	必要性	<ul style="list-style-type: none"> 関係者向け車両（フリート）の提供は、開催都市契約運営要件及びオリンピックゲームズガイドにおいて定められている。 フォークリフトについては、効率的な会場設営及び大会運営のために、欠かせないアイテムである。 先進モビリティについては、持続可能性への貢献等を目指し、MPA（Marketing Plan Agreement）及びGSAにおいて、その活用を定めている。 	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	効率性	<ul style="list-style-type: none"> TOPパートナーであるトヨタ自動車は、組織委員会に対して、日本市場における適切な価格（同規模取引と同等以下の価格）で製品・サービスを提供する旨、GSAで定めている。 また過去大会に比べて競技数が増え、ステークホルダー数も増えている一方、フリートサービスに用いる車両の調達台数は過去大会に比べて少ないものであり、車両とともに調達する運行管理システム、五輪ナビ、トランスログ、スマートキーボックスを一体的に有効活用してフリートサービスを実施することが、効率的な大会経費の執行に寄与していると考えられる。 	
	納得性	<ul style="list-style-type: none"> トヨタから調達するフリートサービスに係る総費用は、市場で供給されている今回と同規模の新車のリース車両の調達に比較して安価であり、車両本体の調達費用についてもレンタカー市場価格に比べて安価である。さらにサービス供給契約とすることで、車両の登録や大会期間中のシステム保守等の事務負担が軽減されている。 フォークリフトの費用については、同一モデルのリース市場における一般的な値（残価設定、手数料、値引き額）を用いて試算し、今回の調達費用が安価であることを確認した。また、先進モビリティについては、市販されている類似車両の値を参考に用いて試算し、安価であることを確認した。 	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なのであること		<ul style="list-style-type: none"> 本件に係る内容は、大会関係者輸送におけるオペレーションの一角を担うものであり、大会運営において必須の業務である。 経費の中身も、大枠合意に基づき公費負担の対象としているものであり、対象として適切である。 本 SoW 締結予算額については、V3 予算内に収まっていることを確認した。 	

* 公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。